

このように、これまでの住宅政策を支えてきた3つの主要な政策手法について、既に抜本的な改革が進められており、これらを通じた公的資金住宅の供給を前提にした住宅建設計画法に基づく計画制度についても、そのあり方を根本から見直すことが求められている。

3 住生活をめぐる諸課題

一方、我が国の住宅や住環境の質は、依然、国際的に見ても低水準であり、グローバル化や少子高齢化が進む中で、世界に誇れ、後世に残すに値する、魅力ある住生活が実現している状況にはない。

人口減少社会の到来を目前に控え、大規模地震の切迫性が指摘される中での住宅・市街地の安全確保、急速な少子高齢化に対応した高齢者の安心確保や子育てに適した居住環境整備、住まいに関する選択肢の充実、環境問題への対応、地域資源を活用した伝統的な木造軸組住宅等の地域の伝統・文化等と調和した美しい居住環境づくり、住宅に困窮する者への公平かつ柔軟な住宅セーフティネットの確保など、住宅や住環境をめぐる諸課題に的確に対応し、豊かで魅力ある住生活の実現を追求する住宅政策が求められている。

II 住宅政策の方向性を示す新たな制度的枠組みの構築

1 住宅政策に関する基本法制の必要性

右肩上がりの住宅需要を前提とした制度的枠組みがその役割を終え、人口減少・世帯減少社会、超高齢社会を前に控えた住宅政策の新たな局面を迎える今こそ、国民一人一人が真に豊かさを実感できる住生活とは何か、また、その実現に向けて国民・事業者・行政が一体となってどのような取組みを行うべきか、あらめて問い合わせ直す好機である。

このため、①国民・事業者・行政が共有して目指すべき住宅政策の基本理念を確立し、②その実現のための各主体の役割を明確化し、③基本理念に基づき、他の行政分野との連携を密にしつつ、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための制度的枠組み、すなわち、住宅政策に関する基本法制とこれに基づく新たな計画体系を整備すべきである。